

健康福祉

成人健康相談

日時 11月20日(月)午後1時～4時(要予約)

会場 市保健センター

内容 ▽健康や栄養・薬についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など

持ってくる物 各種検診結果票・健康手帳・お薬手帳など
相談対象者の健康状態が分かる物

その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペーサー利用者等は体組成測定を行いません

問い合わせ 健康づくり課(☎402808)



戦没者追悼式

終戦から78年という長い年月が過ぎました。戦争の悲惨さを後世に伝えるとともに、

犠牲になった戦没者のご冥福をお祈りするため、追悼式を行います。

※一部関係者および代表遺族のみの参列となります

日時 11月11日(土)午前10時

会場 市民ホール

問い合わせ 福祉課(☎402297)

その他

中小企業季節資金

11月1日から年末資金の取り扱いを開始します。

融資対象 市内に事業所を有する中小企業者

融資限度額 1企業500万円以内

資金使途 運転資金

融資期間 6カ月以内

返済方法 一括返済または月賦返済

融資利率 年1.5%

保証人・担保 金融機関の規程のとおり

申し込み 取扱金融機関(しのめ信用金庫・群馬銀行・東和銀行・ぐんまみらい信用組合の市内各支店)

問い合わせ 取扱金融機関・商工観光課(☎402318)



秋季消防点検

火災が発生しやすい時季を迎え、消防各隊の士気の高揚を図ることを目的に、秋季点検を実施します。

日時 11月12日(日)▽第1部 午前9時～10時30分▽第2部 午前10時30分～正午

会場 中央公園

内容 表彰、分列行進、服装・車両点検、はしご車搭乗体験など

その他 当日朝7時頃サイレンを鳴らします。火災と間違えないよう注意してください

問い合わせ 地域安全課(☎27444)

女性の人権ホットライン

11月15日(水)から21日(火)までの1週間は「女性の人権ホットライン強化週間」です。

上州藤岡蚕マラソン交通規制のお知らせ

第12回上州藤岡蚕マラソン開催に伴い、下図区間が通行止めとなります。当日陸上競技場は大会関係者以外の車の出入りができません。また、通行止め時間内はコミュニティ・センター「やすらぎ」が利用できませんので注意してください。

規制日時 11月26日(日)午前9時～午後0時30分まで



夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩み事についての電話相談窓口の受付時間を延長します。対応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守ります。

受付時間 11月15日(水)・16日(木)・17日(金)・20日(月)・21日(火) 午前8時30分～午後7時(18時55分)

日(土)・19日(日)は午前10時～午後5時

※通常の受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分

電話番号 ☎0570・070・810

問い合わせ 前橋地方法務局(☎027・221・446)

6・地域づくり課(☎402211)



国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金へ加入しなければなりません。被保険者は職業などにより3つに分類されます。

▶ **第1号被保険者**…自営業・学生など
→保険料を自分で納める必要があります

▶ **第2号被保険者**…会社員・公務員など
→保険料は、給与天引きされます

▶ **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者
→保険料を納める必要がありません。第2号被保険者の年金制度で負担します

保険料と納付方法

本年度の保険料は、月額1万6,520円です。保険料の納付は、日本年金機構から送られた納付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで納めます。その他、口座振替・クレジットカード・スマートフォン決済アプリ(auPAY・d払い・PayB・PayPay・楽天ペイ)も利用できます。

保険料の納付が困難なときは

所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除や猶予される制度があります。

▶ **保険料免除制度**…本人・世帯主・配偶者の前年所得に応じて保険料の全額または一部が免除されます

▶ **納付猶予制度(50歳未満が対象)**…本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料が猶予されます

▶ **学生納付特例制度**…大学・短大・専門学校などの学生で前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます

便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけでなく、1カ月当たりの保険料が割り引きされる「前納」や「早割」を選択することもできます。

▶ **口座振替の申し込み・手続き**…基礎年金番号の分かる物・預金通帳・届け出印・身分証明書を持って、金融機関または市保険年金課へお越しください

[お得な振替方法]

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納* (4月から翌々年3月分)	4月中	40万2,000円	38万5,900円	1万6,100円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月中	19万8,240円	19万4,090円	4,150円
6カ月前納 (4月から9月分) (10月から翌年3月分)	4月末 10月末	9万9,120円	9万7,990円	1,130円
当月末振替 (早割)	当月末	1万6,520円	1万6,470円	50円

※1万6,520円(5年度分)×12カ月=19万8,240円と1万6,980円(6年度分)×12カ月=20万3,760円の合計です

[国民年金給付の種類 (各要件があります)]

給付の種類	受給対象者など	年金額(年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます	79万5,000円 ※20～60歳まで40年間、全ての保険料を納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳未満、被保険者喪失後60～65歳未満の人で、病気がけがで、一定の障がいが残ったときに支給されます。障がいの等級に応じて1級と2級があります	1級障がい= 99万3,750円 2級障がい= 79万5,000円
遺族基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども*または、子ども*のいる配偶者です ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	子どもだけの場合= 79万5,000円 子どもがいる配偶者の場合(子1人)= 102万3,700円 ※子どもの人数に応じて年金額が変わります

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他